このことについて、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条に基づき、平成25年6月8日から平成25年6月28日までの間、清瀬市地域防災計画 (素案) に対する意見募集を行った結果、3人の方から9件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する 地域防災計画の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要 綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

神界 0 米及い第 9 米の規定により次		
意見等の概要	意見件数	回答
○災害に備え、普段から飼い主に餌	2	○自助の一つとして、飼い主によ
や衛生用品などを備蓄するよう		る災害への備え(ペットフード
市報などで呼びかける。		やゲージ)は、大変重要であり
		各ご家庭にて備蓄をお願いし
		ます。市報などへの掲載につい
		ては、今後の検討事項とさせて
		いただきます。
○獣医、ホームセンター、スーパー	1	○ご意見について、関係機関も含
などに少しずつの備蓄をお願い		めて今後の対応について検討
して、混乱が少し収まったら避難		事項とさせていただきます。
所などで販売してもらうよう依		
頼しておく。		
○防災訓練時に、動物との同行避難	1	○今後の検討事項として参考と
訓練を実施。		させていただきます。
○避難所で動物を安全に保護・飼養	2	○ご意見について、関係機関も含
できるよう、また、動物が嫌いな		めて今後の対応について検討
方たちやアレルギーの方たちと		事項とさせていただきますが、
の分離避難ができるように、猫用		原則として動物と人との居住
ケージやトイレ、犬用サークルの		区は分けたいと考えます。
備蓄保管(市での購入が不可能な		
ら、不要になったケージ等の寄付		
を市民から募る)		
○東京都や獣医師会との協定は、ど	1	○現在、清瀬市内には獣医師会
のような形で行われているのか		はないことから、対応の充実に
を明示していただきたいと思い		ついて今後検討に努めてまい
ます。獣医師会への所属、非所属		ります。
に関わらず、清瀬市内で災害が発		
生したとき、動物の救護・保護等		
を各動物病院にもしていただけ		
るように、事前に個別に協定を結		
ぶ必要があると思われます。		
1,2,2,0,0,7,0		

○現在清瀬市内には、個人が免許を受けたアマ局177局、クラブとして免許を受けたアマ局1局(清瀬アマチュア無線クラブ)があり、災害時の情報収集・伝達活動に大きな戦力になると思われます。また、MCA無線機では対応の遠距離通信もアマ局では対応可能なことから、非常無線通信の必要が生じた場合に、アマチュア無線局も活用できるよう計画に明認するとともに、アマチュア無線	1	○災害時の多様な情報収集手段 として、アマチュア無線局の組 織力は大きいものと思慮しま す。ご意見については、関係機 関も含めて今後の対応につい て検討事項とさせていただき ます。
クラブとの協定の締結等も検討 願う。		
● ○第 301 頁第 3 節事業所のとるべき措置 [事業所] 関連下段の表の最上行の項目名の修正を要します。 「現]自主防災組織のとるべき措置	1	○ご意見のとおり、修正させていただきます。

問合せ先

清瀬市総務部防災防犯課 電話:492-5111 (内線 282)